

# 令和6年度 遠賀町利用者負担額（保育料）基準額表

令和6年9月から、子育て世帯における経済的な負担の軽減を図るため保育料の軽減を拡大します。これまで国が定める保育料から町独自に軽減を実施していましたが、階層区分を見直し各階層の負担割合を平準化することで負担軽減を図っています。

令和6年8月まで		3歳未満児	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	-	0
第2	市町村住民税非課税世帯	1子目	0
		2子目	0
		3子目	0
第2特	市町村住民税非課税世帯（ひとり親等世帯）	-	0
第3	市町村住民税均等割のみ課税世帯	1子目	15,000
		2子目	7,500
		3子目	0
第3特	市町村住民税均等割のみ課税世帯（ひとり親等世帯）	1子目	7,000
		2子目	0
		3子目	0
第4	市町村住民税所得割額48,600円未満世帯	1子目	16,500
		2子目	8,250
		3子目	0
第4特	市町村住民税所得割額48,600円未満世帯（ひとり親等世帯）	1子目	7,750
		2子目	0
		3子目	0
第5特	市町村住民税所得割額48,600円～77,100円未満世帯（ひとり親等世帯）	1子目	9,000
		2子目	0
		3子目	0
第5	市町村住民税所得割額48,600円～65,000円未満世帯	1子目	18,500
		2子目	9,250
		3子目	0
第6	市町村住民税所得割額65,000円～81,000円未満世帯（市町村住民税所得割額）（77,100円～81,000円未満）（ひとり親等世帯）	1子目	21,500
		2子目	10,750
		3子目	0
第7	市町村住民税所得割額81,000円～97,000円未満世帯	1子目	25,800
		2子目	12,900
		3子目	0
第8	市町村住民税所得割額97,000円～133,000円未満世帯	1子目	38,300
		2子目	19,150
		3子目	0
第9	市町村住民税所得割額133,000円～169,000円未満世帯	1子目	41,400
		2子目	20,700
		3子目	0
第10	市町村住民税所得割額169,000円～235,000円未満世帯	1子目	53,100
		2子目	26,550
		3子目	0
第11	市町村住民税所得割額235,000円～301,000円未満世帯	1子目	58,000
		2子目	29,000
		3子目	0
第12	市町村住民税所得割額301,000円～349,000円未満世帯	1子目	69,600
		2子目	34,800
		3子目	0
第13	市町村住民税所得割額349,000円～397,000円未満世帯	1子目	76,000
		2子目	38,000
		3子目	0
第14	市町村住民税所得割額397,000円以上世帯	1子目	80,500
		2子目	40,250
		3子目	0

令和6年9月から		3歳未満児	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	-	0
第2	市町村住民税非課税世帯	1子目	0
		2子目	0
		3子目	0
第2特	市町村住民税非課税世帯（ひとり親等世帯）	-	0
第3	市町村住民税均等割のみ課税世帯	1子目	12,600
		2子目	6,300
		3子目	0
第3特	市町村住民税均等割のみ課税世帯（ひとり親等世帯）	1子目	7,000
		2子目	0
		3子目	0
第4	市町村住民税所得割額48,600円未満世帯	1子目	15,300
		2子目	7,650
		3子目	0
第4特	市町村住民税所得割額48,600円未満世帯（ひとり親等世帯）	1子目	7,750
		2子目	0
		3子目	0
第5特	市町村住民税所得割額48,600円～77,100円未満世帯（ひとり親等世帯）	1子目	9,000
		2子目	0
		3子目	0
第5	市町村住民税所得割額48,600円～81,000円未満世帯（市町村住民税所得割額）（77,100円～81,000円未満）（ひとり親等世帯）	1子目	18,500
		2子目	9,250
		3子目	0
第6	市町村住民税所得割額81,000円～97,000円未満世帯	1子目	25,600
		2子目	12,800
		3子目	0
第7	市町村住民税所得割額97,000円～133,000円未満世帯	1子目	29,900
		2子目	14,950
		3子目	0
第8	市町村住民税所得割額133,000円～169,000円未満世帯	1子目	36,300
		2子目	18,150
		3子目	0
第9	市町村住民税所得割額169,000円～235,000円未満世帯	1子目	43,500
		2子目	21,750
		3子目	0
第10	市町村住民税所得割額235,000円～301,000円未満世帯	1子目	56,700
		2子目	28,350
		3子目	0
第11	市町村住民税所得割額301,000円～349,000円未満世帯	1子目	65,800
		2子目	32,900
		3子目	0
第12	市町村住民税所得割額349,000円～397,000円未満世帯	1子目	74,600
		2子目	37,300
		3子目	0
第13	市町村住民税所得割額397,000円以上世帯	1子目	80,100
		2子目	40,050
		3子目	0

※ 「市町村住民税所得割額」とは、住宅借入金等特別控除、寄附金控除（ふるさと納税等）等の税額控除（調整控除を除く）を計算に含まないものとします。

### <多子軽減の算定について（非ひとり親等世帯）>

- ①市町村住民税所得割額57,700円未満世帯（第3階層～第5階層の一部）……子の順位判定において年齢制限なし
- ②市町村住民税所得割額57,700円以上世帯（第5階層の一部～第13階層）……同一世帯の18歳（18歳に到達後の最初に迎える3月31日が到来していない者）以下の子の内、年齢が高い者から順に第1子目、第2子目……と数える）

### <多子軽減の算定について（ひとり親等世帯（母子又は父子、障がい者のいる世帯））>

- ①市町村住民税所得割額77,100円未満世帯（第3特階層～第5特階層）……子の順位判定において年齢制限なし・第2子目以降は無料
- ②市町村住民税所得割額77,100円以上世帯（第5階層～第13階層）……同一世帯の18歳（18歳に到達後の最初に迎える3月31日が到来していない者）以下の子の内、年齢が高い者から順に第1子目、第2子目……と数える）

※ 住所が別で生計を一にしている子がいる場合は、お申し出ください。